

## 『専修人間科学論集』取り扱い内規

本内規は、専修大学人間科学学会が『専修人間科学論集』の編集と刊行を行うために必要なことを定めるものである。

### 1. 目的

専修人間科学論集（以下、「人間科学論集」という）は、専修大学における人間科学に関する情報発信の場とし、学術の向上に寄与することを目的とする。

### 2. 刊行

人間科学論集は、心理学篇と社会学篇の2分冊とし、それぞれ年1回（原則として3月）刊行する。

### 3. 人間科学論集編集委員会の構成

人間科学論集編集委員会（以下、「編集委員会」という）は、人間科学部の各学科から選出された委員により構成し、代表者はその互選により定める。

### 4. 分冊の所管

人間科学論集の心理学篇は人間科学部心理学科が、社会学篇は人間科学部社会学科がそれぞれ所管し、編集と刊行に責任を持つものとする。

### 5. 掲載内容

人間科学論集に掲載する内容およびその様式については、それぞれの分冊においてこれを定めるものとする。

### 6. 投稿資格者

人間科学論集への投稿資格は、原則として専修大学人間科学部に所属する専任教員または兼任教員とする。ただし、それぞれの分冊においてこれ以外の著者の論稿の掲載を認めることができるものとする。

### 7. 編集

人間科学論集は、原則として二校の校正をもって刊行するものとする。その他、編集について必要な事項は、それぞれの分冊において、これを定めて執り行うものとする。

### 8. 原稿執筆者の費用負担

人間科学論集に掲載された原稿に対する掲載料は、これを徴収しない。抜刷は、原稿1篇につき50部までは無料とし、これを超える部数についてはその実費を執筆者が支払うものとする。

### 9. 著作権

掲載する著作物の複製権及び公衆送信権を含む著作権は、原則として専修大学に帰属するものとし、専修大学学術機関リポジトリに登録され運用されるものとする。ただし、それぞれの原稿の執筆者が学術的寄与のために複製または転用等を行う場合には、これを妨げないものとし、また、専修大学に許諾を求めることを要しないものとする。転用等を行う場合には、その内容が人間科学論集に掲載済みである旨を明記しなければならない。

### 10. その他

人間科学論集の2つの分冊の刊行に共通に関わる事項については、編集委員会において決定する。

それぞれの分冊の編集の規則については、所管する学科から選出された編集委員が編集委員会に報告するものとする。

### 11. 改廃

本内規の改廃は、人間科学部教授会の議を経て行う。

附則

本内規は、平成22年4月1日から施行する。

## 『専修人間科学論集 社会学篇』 刊行および編集に関する規則

本規則は、『専修人間科学論集』取り扱い内規に基づき、人間科学部社会学科紀要『専修人間科学論集 社会学篇』（以下、『論集社会学篇』）の編集と刊行に必要な事項を定めるものである。

### 1. 刊行の目的

『論集社会学篇』の刊行目的は、社会学、その他諸科学の調査研究の発表の場を設け、専修大学の社会学研究・教育の発展、ひいては学術研究全般の発展に寄与することとする。

### 2. 編集のための委員会

『論集社会学篇』の刊行するため、論集編集委員会を置く。

- (1) 論集編集委員会は、専修大学人間科学部社会学科（以下「社会学科」）専任教員若干名（編集主幹1名および論集編集委員若干名）で構成する。
- (2) 論集編集委員は社会学科専任教員の互選で選出し、社会学科会議の承認を得る。また、編集主幹は論集編集委員の互選により、社会学科会議の承認を得る。
- (3) 論集編集委員会は、『論集社会学篇』の編集、刊行にかかわる一切の仕事を行う。

### 3. 刊行回数および時期

『論集社会学篇』は、年1回、3月に刊行する。

4. 『論集社会学篇』の編集および執筆については、以下の要領によっておこなう。

(1) 掲載する論稿の種類および掲載順序

- 1) 論稿の種類：①論文、②調査報告、③研究ノート、④翻訳、⑤資料紹介、⑥書評・学会動向、⑦博士論文要旨・審査報告、⑧退職教員の写真・略歴・業績、⑨その他。ただし、論稿の種類は判断は執筆者が行うが、論集編集委員会はその判断に関与することができる。

- 2) 掲載の順序：掲載の順序は1)に記載した順序とし、同分野内の順序は原則として執筆者の氏名の五十音順とする。ただし、特別な論集の場合（特集号等）は、掲載順序は論集編集委員会が決定することができる。

(2) 投稿資格

- 1) 社会学科専任教員、および退職教員（含む、文学部社会学専攻退職教員）
- 2) 社会学科兼任教員
- 3) 社会学科専任教員との共同執筆者
- 4) 大学院文学研究科社会学専攻所属の大学院生（ただし、指導教授の承認印を要する）
- 5) 論集編集委員会が寄稿を依頼した執筆者
- 6) 上記以外の執筆者で論集編集委員会が承認した者  
ただし、紙幅に制約がある場合は、上記5)、1)、2)、

3)、4)、6)の順序で優先し、論集編集委員会の判断で掲載を断ることもある。

(3) 原稿の依頼および募集

- 1) 原稿の依頼および募集は論集編集委員会が行う。
- 2) 投稿原稿は原則未公開のものに限る。
- 3) 論集編集委員会は、原稿の書き直しを求め、あるいは受領、掲載を拒否することができる。

#### 5. 執筆・投稿

執筆、投稿に関することは別に定める。

#### 6. 退職記念号について

- (1) 社会学科所属の専任教員が定年退職する場合に、退職記念号を刊行することができる。その場合、本人の承認を得て、写真・略歴・業績等を掲載し、人間科学部長（以下、「学部長」）及び／もしくは人間科学部社会学科長（以下、「社会学科長」）の献呈の辞を掲載する。
- (2) 社会学科所属の専任教員が死亡退職した場合については、写真・略歴・業績等を掲載し、学部長及び／もしくは社会学科長の追悼の辞を掲載することができる。

#### 7. PDF化による公開について

専修大学および社会学科が行うPDF化による公開については、執筆者の了解のもとに原則として、すべての論稿等について全文を公開することを認め、専修大学学術機関リポジトリに登録され運用されるものとする。

#### 8. その他

その他、『論集社会学篇』の編集に関する事項は、論集編集委員会において決定し、必要に応じて、社会学科会議に諮るものとする。

#### 9. 改廃

本規則の改廃は、社会学科会議の議を経ておこなう。

付則

本規定は、2010年4月1日より施行する。

本規定は、2014年4月1日より改正施行する。

### 『専修人間科学論集 社会学篇』投稿・執筆規定

1. この規則は『専修人間科学論集』取り扱い内規に基づき、人間科学部社会学科紀要『専修人間科学論集 社会学篇』（以下、『論集社会学篇』）の編集と刊行に必要な事項を定めるものである。

#### 2. 投稿・査読

- (1) 投稿原稿は原則未公開のものに限る。
- (2) 投稿希望者は、事前に論集編集委員会に連絡し、投稿締め切り日までに論集編集委員会に原稿を提出する。
- (3) 投稿原稿については、論集編集委員会の責任で査読をおこない、掲載の可否を決定する。
- (4) 投稿原稿が論集編集委員会に届いた日を受稿日、掲載を決定した日を受理日とする。
- (5) 原稿の字数は、概ね以下のとおりとする。

論文：16,000字以上、40,000字以内（図表を含む）

調査報告、研究ノート、翻訳、資料紹介：20,000字以内

書評、学会動向：6,000字以内

いずれも、表・図・写真等を字数に含める。

#### 3. 執筆・校正

- (1) 原稿は、A4版横書きで、電子記憶媒体（フロッピー・ディスク、フラッシュ・メモリー等）とプリント・アウトしたもの（一部）を提出する。
- (2) 原稿には、600字以内の要約、欧文タイトルとローマ字著者名を付す。日本語以外の論文等は、日本語のタイトルおよび、日本語による1,000字程度の概要を付す。
- (3) 原稿の表記は、『社会学評論』の執筆要項に準ずることを原則とする。
- (4) 校正は再校までとし、執筆者がおこなう。一、二校正時とも大幅な加筆修正は行わない。
- (5) 抜き刷りは、1編につき50部までは執筆者無料とし、それを超える部数については執筆者の負担とする。

#### 4. その他

その他『論集社会学篇』の投稿・執筆に必要な事項については、論集編集委員会が判断し、必要に応じて社会学科会議に諮るものとする。

#### 5. 改廃

本規定の改廃は、社会学科会議の議を経ておこなう。

付則

本規定は、2010年4月1日より施行する。

本規定は、2014年4月1日より改正施行する。